

【公表用】

諮問番号：令和6年度諮問第1号、令和6年度諮問第2号

答申番号：令和6年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求を棄却するのが相当である。

第2 事案の概要

審理関係人らにより提出された審査請求書、弁明書等の書面及び証拠書類等により認められる事案の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人■■■■氏（以下「審査請求人■■■氏」という。）及び審査請求人■■■■■■氏（以下「審査請求人■■■氏」といい、審査請求人■■■氏及び審査請求人■■■氏を「審査請求人ら」という。）は、令和5年度の市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）の賦課期日である令和5年1月1日（地方税法39条、318条）において、市川市内に住所を有していた。
- 2 令和5年6月12日、処分庁は、審査請求人らに対し、令和5年度の市県民税について、同年1月1日を賦課期日として、令和5年度の市県民税に係る2つの賦課決定処分（通知書番号：■■■■■■■■、同■■■■■■■■）（以下、上記2つの賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」という。）を行った。
- 3 令和5年6月15日、審査請求人らは連名で「令和5年度 市民税・県民税・納税通知書 の修正願い」と題する書面を処分庁に提出した。
- 4 令和5年6月29日、審査請求人らは令和5年度の市県民税を全額納付した。
- 5 令和5年11月8日、審査請求人らが上記第2、3記載の書面は審査請求書である旨を示したことから、審査庁は、審査請求人らそれぞれから令和5年6月15日付けで審査請求書を受理したものとして取り扱うこととした。

【公表用】

2 処分庁の主張

地方税法の個人の道府県民税及び市町村民税における「同一生計配偶者」に該当するためには、納税義務者の配偶者で生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が48万円以下である者である必要があるところ（地方税法23条1項7号、292条1項7号）、審査請求人■■氏及び審査請求人■■■氏の前年の合計所得金額はそれぞれ■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■であるから、いずれもこれを充足せず、「同一生計配偶者」に該当しない。

したがって、審査請求人らが均等割を課されるか否かは前年の合計所得金額が45万円以下であるかにより判断されるところ、審査請求人らのそれらはいずれも同金額を超えているから、均等割が課されることとなり、本件各賦課決定処分に違法はない。

第5 調査審議の経過

令和6年4月16日 審査庁からの諮問受理

令和6年7月12日 第1回審議

令和6年8月20日 第2回審議

第6 審理員意見の要旨

本件各審査請求にはいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第7 審査会の判断

1 本件に係る法令等の規定について

市県民税は、当該道府県内及び市町村内に住所を有する個人が納税義務者となり（地方税法24条1項1号、294条1項1号）、均等割額及び所得割額の合

【公表用】

算額により賦課され（地方税法24条1項柱書、294条1項柱書、市川市税条例23条1項1号柱書）、当該市町村が徴収を行うところ（地方税法41条1項、319条2項）、市町村は、個人の市町村民税の納税義務者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができず（地方税法295条3項）、道府県も同条項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない（地方税法24条の5第3項）。

そして、地方税法295条3項を受け、市川市税条例は、個人の市町村民税の納税義務者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課しないと規定している（市川市税条例24条2項）。

ここで、「同一生計配偶者」とは、道府県民税ないし市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が48万円以下である者をいう（地方税法23条1項7号、292条1項7号）。

2 本件各賦課決定処分は違法又は不当か否かについて

(1) 審査請求人らが地方税法上の「同一生計配偶者」に該当し、市県民税の均等割が非課税となるかについて

ア 審査請求人らは、「同一生計配偶者」の一要件である前年の合計所得金額が48万円以下であることは青色事業主（青色申告個人事業主）のみに必要な要件であり、青色事業主（青色申告個人事業主）ではない審査請求

【公表用】

人らは当該要件による制限は受けないとしたうえで、審査請求人ら各自が個人の市町村民税の納税義務者で均等割のみを課されるべきものであるところ、審査請求人らの一方は、それぞれ他方の「同一生計配偶者」（地方税法23条1項7号、292条1項7号）に該当し、審査請求人らの前年の合計所得金額は、市川市税条例24条2項に基づいて計算された101万円以下であるから、市県民税の均等割は非課税となると主張する。

イ そこで、審査請求人らが「同一生計配偶者」に該当し、市県民税の均等割が非課税となるか否かを検討すると、地方税法23条1項7号及び292条1項7号は、「同一生計配偶者」の要件として、

- ① 道府県民税ないし市町村民税の納税義務者の配偶者であること
- ② 当該納税義務者と生計を一にするもの（ただし、青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）であること
- ③ 当該配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下であること

の3つを定めており、③の要件が必要な対象を青色事業主（青色申告個人事業主）や、青色事業専従者ないし事業専従者に限定してはいない。そのため、「同一生計配偶者」に該当するためには、当該配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下であることが必要不可欠である。

ここで、審査請求人■■■氏の令和5年度の市県民税からみた前年である令和4年の合計所得金額は■■■■■■■■■■、審査請求人■■■氏のそれは■■■■■■■■■■であり、いずれも48万円を超えているから、審査請求人らは地方税法上の「同一生計配偶者」には該当しない。

ウ したがって、審査請求人らに市県民税の均等割が課されるか否かは、その前年の合計所得金額が、35万円に1を乗じて得た金額（35万円）に10万円を加算した金額（45万円）以下であるかにより判断されることになる（市川市税条例24条2項）が、審査請求人■■■氏の前年の合計所

【公表用】

得金額（■■■■■■■■■■）及び審査請求人■■■■氏のそれ（■■■■■■■■■■）は、いずれも上記45万円を超えていることから、審査請求人らには市県民税の均等割が課されることとなる。

(2) 本件各賦課決定処分は憲法で禁止されている差別に該当する違法なものか。

また、審査請求人らは、現行運用上、「同一生計配偶者」から、青色専従者に該当して給与の支払を受ける者及びそれと同所得の配偶者（事業専従者）が除外されていることが税負担の公平性を欠き、憲法で禁止されている差別に該当すると主張する。

しかし、審査請求人らはそもそも青色専従者に該当して給与の支払を受ける者や事業専従者には該当しないから、それらの者が「同一生計配偶者」から除外されていることの憲法適合性の有無の判断は、本件各賦課決定処分の合法性、相当性の判断に何ら影響を与えるものではない。

(3) 以上から、処分庁による本件各賦課決定処分に違法又は不当な点はない。

第8 結論

以上のとおり、本件各賦課決定処分には違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

以上

令和6年8月20日

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 越川 新太郎

委員 富吉 久